

## 議案第 27 号

### 公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区に限る。））について

次のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第 6 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 25 年 11 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 公の施設の名称 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区に限る。）
- 2 指 定 管 理 者 鳥取市栄町 606 番地  
一般財団法人鳥取県観光事業団  
理事長 衣 笠 克 則
- 3 指 定 の 期 間 平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
- 4 理 由 東郷湖羽合臨海公園（引地地区に限る。）の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、一般財団法人鳥取県観光事業団を指定管理者として指定しようとするものである。